

学内放置自転車等の一斉撤去・処分について

告知期間：平成20年9月30日(火)～平成20年10月16日(木)

実施方法：

- ① 構内に駐輪の自転車等(原動機付自転車を含む。以下「自転車等」という。)の**平成20年度未登録車全て**に、告知文掲載のラベルを取り付けます。
- ② 自転車等の利用者は、10月16日(木)までにラベルを破棄し、速やかに登録してください。
- ③ ラベルが付いている自転車等は、所有者が無いものとして(平成19年度登録車含む)処分の対象とします。

※ 御不明な点がございましたら、公共政策大学院係にお問い合わせください。